© 2020 Masaya SEKI

THE LAW OFFICE OF SEKI

五感を拡張するXRコンテンツの 著作権保護と契約による権利処理

関 真也

弁護士・ニューヨーク州弁護士 (関真也法律事務所) 東海大学総合社会科学研究所 客員講師

自己紹介

(略	歴)	

2008/09 ~ 2019/08 都内法律事務所 弁護士

2015/05 南カリフォルニア大学ロースクール 卒業

(LL.M., Entertainment Law Certificate, Honor Society of Phi Kappa Phi)

2015/08 ~ 2016/06 Kirkland & Ellis LLP (Chicago Office), Visiting Attorney

2016/06 ニューヨーク州弁護士資格取得

2016/07 ~ 2017/12 株式会社KADOKAWA 経営企画局 知財法務部 担当部長

2019/09~ 関真也法律事務所 開設

2020/08 東大データサイエンスクール 事業実務者コース 修了

(その他主な所属・役職等)

- ✔ 日本知財学会 事務局 / コンテンツ・マネジメント分科会幹事 / ブランド経営分科会幹事
- ✔ ファッションビジネス学会活性化委員会委員 / ファッションロー研究部会部会長
- ✔ 津田塾大学、東京工業大学等で知的財産・契約等に関する講師を歴任

(主な取扱分野・インダストリー)

- ✔ 漫画、アニメ、映画、ゲーム、音楽等のコンテンツ
- ✓ ファッションブランド、ファッションデザイン
- ✓ VR/AR、VTuber、AI、IT・モバイルアプリなどのテクノロジー・サービス に関する知的財産、契約書作成、事業スキームの適法性チェック、紛争対応など。

MASAYA SEKI

MASAYA SEKI

XRとの関わり

論文・著作

◆ 「AR領域における商標の使用—拡張現実技術を用いた新たな 使用態様を巡る現行法上の課題—」

日本知財学会誌第14巻第3号28~35頁(2018年)

- ◆ 「拡張現実 (AR) を巡る著作権法上の問題に関する基礎的考察」 日本知財学会誌第15巻第3号5~14頁 (2019年)
- ◆ 「著作権法も改正 バーチャル表現と知的財産にまつわる注意点」 ブレーン2020年10月号(発行: ㈱宣伝会議)
- ◆ 「著作権法による建築デザインの保護とバーチャルリアリティ 空間その他コンテンツ内利用—米国法の議論を参考に—」 日本知財学会誌掲載予定(2020年)
- ◆ note: https://note.com/masayaseki

3

MASAYA SEK

XRとの関わり

<u>シンポジウム・講演</u>

◆ 「コンテンツの新大陸」

東海大学総合社会科学研究所 第1回コンテンツと法シンポジウム(2018年3月10日)

- ◆ 「『共感』されるコンテンツの利活用〜仮想空間からツーリズムまで〜」 東海大学総合社会科学研究所 第4回コンテンツと法シンポジウム (2020年1月18日)
- ◆ 「VRコンテンツの著作権による保護と権利処理」 日本知財学第18回会年次学術研究発表会(2020年11月28日)
- ◆ 「バーチャルファッションと知的財産」

日本知財学第18回会年次学術研究発表会(2020年11月28日)

「法律って、とっつきにくい…」 という方のために

「XRと法」あるある

3選

MASAYA SEKI

「XRと法」 あるある

その1

ASAYA SEKI

止め処無い仕様変更と 手戻り作業・・・

なのに追加報酬もナシ!!?

プロジェクトに合った契約書作成がキモ

MASAYA SEKI

このプロジェクトを ○○円で引き受けます! ここからここまでで \triangle \triangle 円、ここからここまでで \square \square 円。

ご要望があれば段階ごとに 見積もり内で要件定義を見直し、 適宜、予算とスケジュールも 相談しましょう。





7

「XRと法」 あるある

その2

ASAYA SEKI

下請法は大丈夫?

下請法の主な規制内容

親事業者の義務

✓ 発注書面の交付義務

- 給付の内容
- 受領期日·受領場所
- 検査する場合はその完了日
- 下請代金の額・支払期日 etc.
- ✓ 支払期日を定める義務
- ✓ 書類の作成・保存義務
- ✔ 遅延利息の支払義務

禁止事項

- ✔ 受領拒否の禁止
- ✓ 下請代金の支払遅延の禁止
- ✔ 下請代金の減額の禁止
- ✔ 返品の禁止
- ✔ 買いたたきの禁止
- ✓ 購入・利用強制の禁止
- 不当な経済的利益の提供要請 の禁止
- 不当な給付内容の変更及び 不当なやり直しの禁止 etc

MASAYA SEK

MASAYA SEKI

下請法の適用対象

「親事業者」と下請事業者」の範囲

(情報成果物作成委託の場合)

親事業者

下請事業者

П

資本金3億円超

資本金3億円以下(個人を含む)

資本金1千万円超3億円以下

資本金1千万円以下(個人を含む)

資本金5千万円超

資本金5千円以下 (個人を含む)

資本金1千万円超5千円以下

資本金1千万円以下(個人を含む)

(参照:公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト(令和元年11月版)」4頁)

支払遅延の考え方

- ◆ 下請事業者から物品等を受領した日から 起算して60日以内の日を支払期日として 定めるべし。
- ◆ 実際の**受領日から60日以内**に、下請代金の 全額を支払うべし。

11

支払遅延の考え方

途中で内容確認や作業指示のためにいったん 受領した場合は?

仕様を満たしていることを確認した時点で 受領したこととすることを**合意している場合** には、その確認時(=受領時)から起算して 60日以内に支払えばOK!!

※ 発注書記載の納期に親事業者の手元にある場合は、その納期が起算日になる。

「XRと法」 あるある

MASAYA SEKI

その3

著作権はユーザ帰属・・でも改変はできない!!?

この条項があるか必ず確認しましょう

27条・28条の特掲

「成果物に係る著作権(**著作権法第27条及び第28条に規定** される権利を含む。)を譲渡する。」

著作者人格権の不行使

「ベンダは、ユーザ及びその指定する第三者に対し、 **成果物に係る著作者人格権を行使しない**。」

14

MASAYA SEKI

いよいよ本題

触覚・味覚・嗅覚に訴える XRコンテンツと著作権

触感・味・香りと著作権

著作物とは?



創作性のある表現

著作物を**例示**すると、おおむね次のとおり:

- 小説、脚本、講演その他の言語の著作物
- **音楽**の著作物
- **舞踊**又は**無言劇**の著作物
- 絵画、版画、彫刻その他の**美術**の著作物
- 建築の著作物
- 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 映画の著作物
- 写真の著作物
- プログラムの著作物

MASAYA SEKI

MASAYA SEK

触感・味・香りと著作権

著作権とは? 👉 権利の束

- 著作物を複製する権利
- 著作物を<u>公に</u>上演し、又は演奏する権利
- 著作物を公に上映する権利
- 著作物について**公衆送信**を行う権利
- 公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利
- 言語の著作物を公に口述する権利
- 美術の著作物又は未発行の写真の著作物を、原作品により公に展示する権利
- 著作物を頒布・譲渡・貸与する権利
- 著作物を**翻案**する権利
- 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

「公に」



╹「公衆に直接**見せ**又は**聞かせる**ことを目的として」

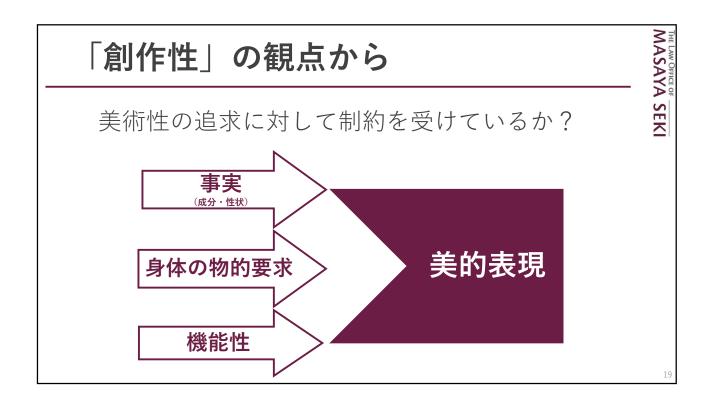
1

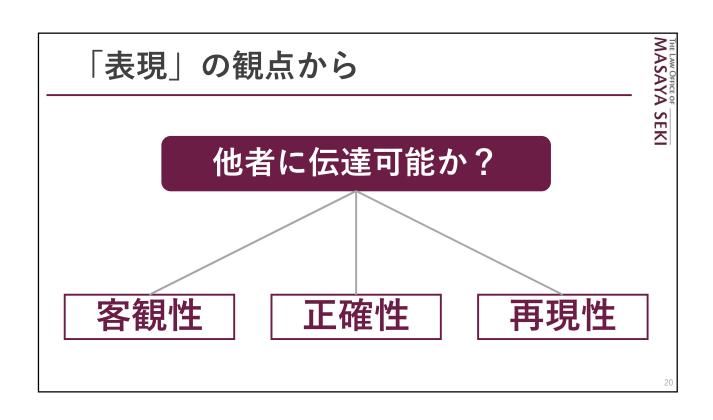
"Sensory Hierarchy"

MASAYA SEK

触感・味・香りは 保護されないのか?

それはなぜか?





MASAYA SEK

Levola事件欧州司法裁判所判決

【争点】

食料品の味(口の中の触感を含め、食料品の消費によって生じる味覚の全体的な印象)は、情報社会指令(Directive 2001/20/EC)における「著作物」("work")に当たるか?

C-310/17, Levola Hengelo BV v. Smilde Foods VB, ECLI:EU:C:2018:899 (Nov. 13, 2018)

0

Levola事件欧州司法裁判所判決

判決 (結論:否定)

- ◆ 「著作物」に該当するためには、「**十分な正確性及び客観性をもって 特定し得る方法で表現**されなければならない」。
- ◆ 食料品の味はそのように特定することができないので、「**著作物」に 当たらない**。
- ◆ 絵画、映画又は音楽の著作物と異なり、食料品の味は、年齢、食の 好み、消費習慣、その食料品が消費される環境又は状況など、その 食料品を味わう人物に固有の要素に応じて**主観的なものであり、** かつ、変化し得る。
- ◆ 現在の科学の発達状況においては、技術的な手段によって、食料品の味を同種の他の食料品の味と区別し、正確かつ客観的に特定することは不可能である。

C-310/17, Levola Hengelo BV v. Smilde Foods VB, ECLI:EU:C:2018:899 (Nov. 13, 2018).

MASAYA SEKI

XR and Law

XR環境では どう考えられるか?

パラメータ設定等による 自由で特定・伝達可能な表現

触 賞

減衰係数、弾性係数、動摩擦係数、静摩擦係数を設定することにより、 一定の触感を提示できる。

神邊篤史 = 永井竜馬 = 松原行宏「仮想触感提示が可能な感性工学システムの設計と触感提示による感性への影響の検討」日本感性工学会論文誌第11巻第2号215頁(2012年).

味覚

基本的な味(塩味、甘味、苦味、酸味及び旨味)それぞれの強度を電解質で制御し、イオンの電気泳動を用いて任意の味覚を舌に感じさせる味覚ディスプレイ。

Homei Miyashita, Norimaki Synthesizer: Taste Display Using Ion Electrophoresis in Five Gels, Extended Abstracts of the 2020 CHI Conference on Human Factors in Computing Systems Extended Abstracts (CHI'20), pp.1-6, 2020.

嗅覚

要素臭(香りのもと)を任意の比率で調合して嗅覚ディスプレイで提示する技術。

中本高道「嗅覚ディスプレイとその応用」映像情報メディア学会誌第66巻第6号478頁(2012年)

MASAYA SEKI

検 討

MASAYA SEKI

- ✓ 表現に対する機能等による制約
- ▼ 客観的かつ正確な特定
- ✔ 再現性

25

課題:創作性について

MASAYA SEK

- ◆ 触感・味・香り自体が、 単体で保護されるのか?
- ◆ 触感・味・香りが、五感に対する 他の出力と組み合わされてはじめて 保護されるのか?

MASAYA SEKI

課題:表現性について

- ◆ 誰にとって特定可能であることを 要するのか? (創作者か、その他の者か)
- ◆ 正確かつ客観的な特定は 技術的に可能なのか?

27

課題:独占される利用の範囲

- 著作物を複製する権利
- 著作物を<u>公に</u>上演し、又は演奏する権利
- 著作物を公に上映する権利
- 著作物について**公衆送信**を行う権利
- 公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利
- 言語の著作物を公に口述する権利
- 美術の著作物又は未発行の写真の著作物を、原作品により公に**展示**する権利
- 著作物を**頒布・譲渡・貸与**する権利
- 著作物を翻案する権利 🗸

THE LAW OFFICE OF _____

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 2-5-1 大晃ビル 402 T: 03-5843-9152 | F: 03-5843-9153 E: masaya. seki@mseki-law. com | W: https://mseki-law. com 関真也法律事務所

Thank You!

For any questions or comments, please contact me at masaya.seki@mseki-law.com

Fín.